

所 属	都市建築部公共建築住宅課		
担当(係)名	企画担当	内線	3658

住宅ローン等利用者のための利子補給

1 事業費	【財源内訳】	【主な用途】
17,896	一般財源 17,896	補助金 17,724
(前年度 13,510)		

2 背景・現状

平成18年度制定の住生活基本法により、住宅施策が「量の確保」から「質の確保」へ大きく転換した。また住宅着工が減少するなか、政府は経済対策として住宅エコポイント制度の期間延長・拡充を始め様々な住宅取得支援策を講じている。

3 事業目的

住生活基本法により策定した「岐阜県住生活基本計画」に基づき、良質な住宅の取得を推進するため、「住宅ローン」や「住宅リフォームローン」利用者に対して経済的負担の軽減を図る。

4 事業概要

住宅の新築・購入、リフォーム工事を行うための借入に対し利子補給する。
環境に配慮した住宅の建設等を促進するため、対象住宅を省エネルギー性能が高い住宅へも拡大する。

- 利子補給率 1. 0%相当
- 利子補給期間及び補給額 当初5年間で、最大計 231,000円
- 対象住宅 (☑)は今回対象を拡大したもの)
 - <新築・購入>
 - 住宅性能評価を受けた住宅、または「フラット35」、「フラット50」を利用して取得した住宅で、以下のいずれかの条件を満たす世帯・住宅
 - ①18歳未満の子2人以上と同居する世帯
 - ②高齢者・障がい者等と同居する世帯が建設するバリアフリー住宅
 - ③県産材を一定量以上使用した住宅
 - ☑④環境に配慮した省エネルギー性能が高い住宅
 - <リフォーム工事>
 - 一定基準のバリアフリー工事や耐震性向上工事、☑省エネ改修工事を行った住宅

※県では、上記事業の他にも、住宅の建設等に対する助成を広く実施。

- 住宅耐震補強工事に対する助成（都市建築部建築指導課）
- 県産材住宅の建設に対する助成（林政部県産材流通課）

(款) 8 土木費 (項) 6 住宅費 (目) (4) 住宅建設資金貸付事業費 (明細書事業名) ○単独事業 個人住宅建設資金助成費
--